明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（総務二八六）　一
○除籍が滅失した件（法務四二四）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四二五）　二
○医療法第四条の三第一項の規定に基づき臨床研究中核病院と称することを承認した病院について公示する件（厚生労働三四七）　三
○医療法第六条の十五第一項の指定をした旨を公示する件（同三四八）　三
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（農林水産一九八七）　四
○保安林の指定をする件（同一九八八、一九八九）　四
○保安林の指定を解除する件（同一九九〇～一九九四）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九九五）　四
○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業一六四）　四
○信号符字を点附した件（国土交通九四二）　四
○信号符字を取り消した件（同九四三）　四
○船舶国籍証書を無効とした件（同九四四）　五
○日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（同九四五）　五
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（同九四六）　五
○道路に関する件（東北地方整備局一四三、一四四）　六
○道路に関する件（関東地方整備局三一九）　六
○道路に関する件（中国地方整備局九五）　六

〔資料〕

平成二十七年六月中国際収支状況（速報）及び平成二十七年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）　六

〔公告〕

諸事項

官庁
有権者申出方、司法書士懲戒処分関係　七

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他
国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　八

〔国会事項〕

官庁事項

三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　八

〔人事異動〕

環境省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔官庁報告〕　八

告示

○総務省告示第二百八十六号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第四条第一項の規定に基づき、家計調査の調査地域を定めたので、同条第二項の規定に基づき、家計調査の調査地域を定める等の件（昭和五十年総理府告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、別表山形県の項及び熊本県の項の改正規定は同年二月一日から施行する。　八

平成二十七年八月十七日

総務大臣　山本　早苗

別表北海道の項中「北見市」を「北見市　網走市」に、「七飯町　大空町」を「七飯町」に改め、同表山形県の項中「山辺町」を「寒河江市」に改め、同表熊本県の項中「和水町」を「氷川町」に改め、同表備考中「平成二十六年八月十九日」を「平成二十七年八月十七日」に改める。　九

○法務省告示第四百二十四号

宮城県柴田郡川崎町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年九月十七日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。　二九

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、川崎町役場又は仙台法務局大河原支局に照会すること。

平成二十七年八月十七日

法務大臣　上川　陽子

宮城県柴田郡川崎町大字前川字中西百十一番地

大宮　菊雄